

「学力に関する証明書」を申請する方へ

「学力に関する証明書」は、教育職員免許法に基づき、教育職員免許状取得のために修得した科目の単位とその修得機関を証明するものです。

入学時に本学で取得可能であった免許状の証明書のみ発行が可能です。必要な証明書の種類を提出先にご確認のうえお申込みください。

なお、その他注意点や発行に要する日数等については「資格・教職関連の証明書を申請する方へ」もご確認ください。

【申込方法】

以下の「学力に関する証明書申請フォーム」と「オンライン申請」両方の申請が必要です。

学力に関する証明書申請フォーム：<https://forms.gle/fV4Gq18ev5o6Q7K8>



【申請フォームの入力にあたって】

1. 証明書の通数

「学力に関する証明書」は免許種（一種・専修）、学校種（中学校・高等学校）、教科ごとの発行となります。

例）中学及び高等学校「国語」の証明書が必要な場合は2通

中学及び高等学校「社会」、「地理歴史」、「公民」の証明書が必要な場合は3通

2. 適用法令

教育職員免許法改正に伴う本学の入学年度別の適用免許法は次のとおりです。

適用免許法	適用入学者
新法：平成 28（2016）年改正法	平成 31（2019）年度以降入学者
旧法：平成 10（1998）年改正法	平成 12（2000）年度～平成 30（2018）年度入学者
旧々法：昭和 63（1988）年改正法	平成 2（1990）年度～平成 11（1999）年度入学者
旧々々法：昭和 29（1954）年改正法	平成元（1989）年度以前入学者

※旧法以前の入学者で、在学中に不足した単位をこれから修得し免許状を申請する場合は、原則「新法」が適用されます。適用免許法が不明な場合は、提出先に確認してください。

【注意事項】

1. 「成績証明書」とは異なります。

2. 教員免許状を取得したことを証明するものではありません。

教員免許状を取得されていることの証明が必要な場合や、免許状を紛失された場合は、免許状を申請された都道府県教育委員会（大学在学時に一括申請で免許状を取得した場合は東京都教育委員会）に「教育職員免許状授与証明書」をご請求ください。

3. 高等学校一種「書道」「商業」「福祉」、（短期大学）中学校二種「英語」「家庭科」、の新法（平成 28 年改正法）の「学力に関する証明書」は発行できません。

4. 旧々々法下で修得された単位の新法への読み替えはいたしません。